

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会
会長 小保方 廣 幸



平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う基準点測量成果の公表が
停止された地域における地積測量図の取扱いについて（通知）

このことについて、下記のとおり前橋地方法務局首席登記官より連絡がありましたので通知いたします。

なお、この取扱いについては、群調発第497号(平成23年3月28日付)にて、既に連絡しておりますが、前橋地方法務局と次のとおり打合せをしましたので、再度通知いたします。

<詳細事項>

- ①地震前に基本三角点に基づいた測量成果
 - ・地震前に測量及び境界杭設置済みであり、手続きが未了な場合。
- ②地震後に既設の基本三角点等に基づいた測量成果
 - ・地震前に基準点測量を完了していても細部測量や境界杭設置等が地震後の場合
 - ・地震後に一道の測量を行った場合

記

不2(25)第179号
平成23年4月12日

群馬土地家屋調査士会会長 殿

前橋地方法務局首席登記官
(不動産登記担当)



平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の取扱いについて（ご依頼）

平素から法務局における登記行政に関しましてご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省国土地理院は、本年3月11日に発生した標記地震の影響に伴い、東北地方及びその周辺で地殻変動の大きかった地域の基準点測量成果（電子基準点、三角点、水準点）の公表を停止し、基準点の改測を行う予定としています。

つきましては、その改定の成果が公表されるまでの間、分筆登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成について、下記のとおりになりますので、この旨、会員への周知をお願い申し上げます。

記

1. 地積測量図の取扱い

地積測量図に記録された筆界点の座標値は、不動産登記規則（以下「規則」という。）第77条第2項「近傍に基本三角点が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別な事情がある場合」に該当するものとして、近傍の恒久的地物に基づく測量成果として取り扱う。

地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づく測量成果であっても、同座標値は、任意座標値として取り扱うが、地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等である旨「既設基準点」と記載する。

2. 地震前の測量成果による筆界点の座標値の取扱い

筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものは、地震後に、その成果について、点検を行い、その点検結果において相対的位置に変動がない（公差の範囲内）と確認されたときは、その旨を規則93条ただし書きに規定する調査報告書に記載する。

【参考】

	地積測量図への記録	地積測量図への付記	規則93条の調査報告書の記載
地震前に基本三角点に基づいた測量成果	世界測地系 IX系	「既設基準点」	公差の範囲内である旨を記載 ※公差外であれば地震後の測量成果
地震前に任意座標による測量成果	任意座標	不要	公差の範囲内である旨を記載 ※公差外であれば地震後の測量成果
地震後に既設の基本三角点等に基づいた測量成果	任意座標 ※座標系は記録しない	「既設基準点」	既設の基本三角点等を使用した旨を記載
地震後に任意座標による測量成果	任意座標	不要	